

---

---

# 宿泊約款

## 施設利用規則

## リノホテル京都 宿泊約款

### 第1条 適用範囲

1. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊約款及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当ホテルが法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

### 第2条 宿泊契約の申し込み

1. 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
  - (1) 宿泊者名
  - (2) 宿泊日及び到着予定時間
  - (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による）
  - (4) その他ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

### 第3条 宿泊契約の成立等

1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2条の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払い期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

### 第4条 申込金の支払いを要しないこととする特約

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しな

かった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

### 第5条 宿泊契約締結の拒否

- 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
  - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
  - (3) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
  - (4) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
  - (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
  - (7) 京都府旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。

### 第6条 宿泊客の契約解除権

1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することが出来ます。
2. 当ホテルは宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金または支払い期日を規定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで、宿泊日当日の午後10時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客によって解除されたものとみなし処理することがあります。
4. 前項の規定により解除されたものとみなした場合において宿泊客がその連絡をしないで到着しなかったことが列車、航空機等、公共機関の不着又は遅延その他宿泊者の責に帰さないものであることを証明したときは、第2項の違約金はいただきません。

### 第7条 当ホテルの契約解除権

1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約の解除をすることがあります。
  - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき又は同行為をしたと認められるとき。
  - (2) 宿泊しようとする者が、伝染病であると明らかに認められるとき。

- (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - (4) 天災など不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
  - (5) 京都府旅館業法施行条例第 5 条の規定する場合に該当するとき。
  - (6) 寝室での寝たばこ、消防用設備に対するいたずら、その他ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災防止上必要なもの）に従わないとき。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供をうけていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

## 第 8 条 宿泊の登録

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
  - (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所、電話番号及び職業
  - (2) 外国人にあつては、更に国籍、旅券番号、前泊地、後泊地、パスポートの写し
  - (3) 出発日及び出発予定時刻
  - (4) その他ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等、通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示いただきます。

## 第 9 条 客室の使用時間

1. 宿泊客が当ホテルの客室を利用できる時間は、午後 3 時から翌朝 12 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日利用できます。又、客室清掃の為、しばらく御利用できないこともあります。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室使用に応じることがあります。この場合には、次に掲げる追加料金を申し受けま  
す。
  - (1) 2 : 30p.m.迄 宿泊料金の 50%
  - (2) 2 : 30p.m.以降 宿泊料金の全額

## 第 10 条 利用規則の遵守

宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

## 第 11 条 営業時間

1. 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等でご案内いたします。
  - (1) フロント・キャッシャー等、サービス時間：
    - ① 門限なし
    - ② フロントサービス 24 時間

## (2) 飲食施設等サービス時間：

- ①カフェ&ダイニング ル・ヴァン(2F) TEL 075-316-3550  
朝食・ランチの営業時間につきましては、フロントまでお問合せください。
- ②フィットネス&スパ リノ(2F) TEL 075-316-1212  
10 : 00a.m. - 11 : 00p.m.(火～金)  
10 : 00a.m. - 9 : 00p.m.(土日祝)  
(月曜日休館日)  
お盆期間、年末年始は休館させていただく場合がございます。
- ③モスバーガー(1F) TEL 075-313-4155  
10 : 00a.m. - 10 : 00p.m.
- ④セブンイレブン(1F) TEL 075-321-1161  
24 時間営業
- ⑤天壇(B1F) TEL 075-321-4129  
11 : 00a.m. - 3 : 00p.m./5 : 00p.m. - 11 : 00p.m.(平日)  
11 : 00a.m. - 11 : 00p.m.(土日祝)
- ⑥すいしん(B1F) TEL 075-323-0300  
5 : 00p.m. - 12 : 00a.m.(平日)  
12 : 00p.m. - 3 : 00p.m./  
5 : 00p.m. - 12 : 00a.m.(土日祝)

## (3) 附帯サービス施設時間：

- ①駐車場 7 : 00a.m. - 11 : 00p.m.

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせいたします。ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

## 第 12 条 料金の支払い

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにて申し受けま  
す。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けま  
す。

## 第 13 条 当ホテルの責任

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、またそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それがホテルの責めに帰すべき事由がないときは、この限りではありません。
2. 当ホテルは、消防機関から防火基準点検済を受領しておりますが、万一の火災に対処するため、所定の旅館賠償責任保険に加入しております。
3. 当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊客が当ホテルのフロントにおいて宿泊の登録を行った時に始まり、宿泊客が出発するため客室をあけた時に

終わります。

#### 第 14 条 契約した客室の提供ができないときの取り扱い

1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、出来る限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償額に充当します。ただし客室が提供できないことについて、当保険の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

#### 第 15 条 寄託物等の取扱い

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルはその損害を賠償します。
2. 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の障害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。

#### 第 16 条 宿泊客の手荷物又は携行品の保管

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡します。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携行品が、当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携行品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準ずるものとします。

#### 第 17 条 駐車場の責任

宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

#### 第 18 条 宿泊者の責任

宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

別表第 1

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	(1) 基本宿泊料・室料 (2) サービス料 (3) 消費税 (4) 宿泊税
	追加料金	(5) 飲食及びその他の利用料 (6) サービス料 (7) 消費税

備考

宿泊税：

宿泊料金（1 人 1 泊あたり）

20,000 円未満	.....	税額	200 円
20,000 円以上 50,000 円未満	...	税額	500 円
50,000 円以上	.....	税額	1,000 円

別表第 2 違約金（第 6 条第 2 項関係）

契約解除の通知を受けた日	不泊	当日	前日	2 日～6 日前	7 日前
一般 1 4 名まで	100%	80%	-	-	-
団体 1 5 名以上	100%	100%	50%	20%	10%

(注)

- (1) %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
- (2) 違約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず 1 日分（初日）の違約金を取受します。
- (3) 団体客（15 名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の 10 日前（その日より後に申し込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）に於ける宿泊人数の 10%（端数が出た場合は切り上げる）にあたる人数については、違約金をいただきません。

## リノホテル京都 施設利用規則

当ホテルでは、お客様に安全かつ快適にご滞在いただくため、宿泊約款第10条に基き、次の通り利用規則をさだめておりますのでご協力下さいますようお願い申し上げます。お守りいただけない場合は約款第7条及び18条によりやむを得ず宿泊またはホテル内の諸施設のご利用をお断り申し上げます。かつ責任をおとりいただくこともございますので特にご留意下さいますようお願い申し上げます。

### 1. 火災予防上お守りいただきたい事項

- (1) 客室内では暖房用、炊事用などの火器及びアイロン等を持ち込みご利用なさらないで下さい。
- (2) 火災の原因となりやすい場所（特にベッド内）でご喫煙なさらないで下さい。
- (3) その他火災の原因になるような行為をなさらないで下さい。

### 2. 保安上お守りいただきたい事項

- (1) ご滞在中お部屋から出られる時は、ドア及び窓の施錠をご確認下さい。
- (2) ご在室中や特におやすみの時はドアの内鍵、ドアガードをお掛け下さい。来訪者があった時は不用意に開扉なさらずご確認下さい。万一不審者と思われる場合は、直ちにフロントデスク（ダイヤル9）へご連絡下さい。
- (3) ご訪問客と客室内でのご面会をご遠慮願います。
- (4) 宿泊登録者以外のご宿泊は堅くお断りします。
- (5) 現金、その他貴重品は、必ず2Fフロント会計（フロントデスク）へお預け下さい。フロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。
- (6) 客室備え付けのスマートテレビにてアプリケーションをご利用される際、ログアウト後、データ削除をお客様ご自身で確実に行って頂き、ログイン情報の保持はしないでください。万一、これにより個人情報漏洩による損害が発生した場合、当ホテルは一切の責任を負いかねます。

### 3. お支払いについて

- (1) 料金の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手若しくはクーポン券により、5日毎にお支払いいただけます。但し、5日以内でも100,000円を越えた場合もしくはホテルから請求のあった場合は、フロント会計でご清算願います。
- (2) ホテル直営のレストラン、バーなどでご署名によってご利用される場合は、必ず客室の鍵か又はご到着時フロントでお渡しするインフォメーションカードをご提示下さい。

- (3) 都合により、ご到着時にお預かり金を申し受けることがございますのでご了承下さい。
- (4) 旅行小切手以外の小切手でのお支払い及び両替には応じかねますのでご了承下さい。
- (5) ホテル内売店のお買い物代、列車の切符、タクシー代、郵便切手代、お荷物輸送等のお立替は、お断りさせていただきます。

### 4. おやめいただきたい行為

- (1) ホテルに他のお客様の迷惑になる様なものをお持ちにならないで下さい。犬、猫、小鳥、その他の動物、発火または引火性のもの、悪臭を発するもの、その他法令で所持を禁じられているものを持ち込まないで下さい。
- (2) ホテル内ではばくや風紀、治安を乱すような行為、他のお客様の迷惑になる様な言動はなさらないで下さい。
- (3) ホテル内の施設、備品を所定の場所、用途以外にご使用にならないで下さい。施設、備品の現状を変更してご利用なさらないで下さい。
- (4) 当ホテルの許可なく客室を営業行為などの宿泊以外の目的にご使用にならないで下さい。
- (5) ホテルで許可なく広告、宣伝物を配布したり、物品の販売をしないで下さい。
- (6) 廊下やロビーなどに所持品を放置なさらないで下さい。
- (7) ゆかた、スリッパで廊下、ロビー等客室以外の施設をご利用なさらないで下さい。
- (8) 未成年者のみのご宿泊は、チェックイン時までには宿泊者全員につき法定代理人による同意書の提出のない限り、お断りさせていただきます。（同意書は公式ホームページ《利用規約の最終ページ》に掲載しているものをご利用ください）
- (9) 不可抗力以外の事由により建造物、備品、その他の物品を損傷、汚染、或いは紛失させた場合は、相当額を弁償していただきます。
- (10) 禁煙ルームでの喫煙（電子タバコ含む）はご遠慮下さい。喫煙が確認された場合には、損害金として5万円を請求させていただきます。また、廊下やロビーでの喫煙はご遠慮下さい。

リノホテル京都 宛

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

親権者氏名 父 \_\_\_\_\_

母 \_\_\_\_\_

その他 \_\_\_\_\_

親権者代表（署名） \_\_\_\_\_ 印

（続柄） \_\_\_\_\_

## 未成年者の宿泊に関する同意書

私は、下記宿泊者の親権者を代表して、下記宿泊者が貴施設と宿泊契約を締結し、宿泊することに同意するとともに、宿泊に際し発生した支払について保護者として責任を負うことを承諾します。

記

宿泊者氏名: \_\_\_\_\_

宿泊者住所: \_\_\_\_\_

生年月日 : \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生

宿泊期間 : \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 から

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 まで \_\_\_\_\_ 泊

宿泊施設:リノホテル京都（京都府京都市右京区西院三蔵町17番地）

- \* 未成年者のみの宿泊に際し、宿泊予定の皆様について本同意書の提出をお願いしています。
- \* 本同意書の提出なく親権者様の同意が電話等により確認できないとき、記載内容に誤りがある場合にはご宿泊をお断りすることがあります。
- \* 当ホテルの必要に応じて、宿泊者の親権者に連絡を取ることがあります。
- \* 本同意書による取得した個人情報は、本同意書の趣旨に従って適切な範囲で使用されるものとします。